

大学共同利用機関法人人間文化研究機構研究教育職員の特例に関する規程

〔平成16年4月1日〕
規程第23号

一部改正 平成19年 3月26日
一部改正 平成25年 3月26日

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、大学共同利用機関法人人間文化研究機構職員就業規則（以下「就業規則」という。）第7条の規定に基づき、大学共同利用機関法人人間文化研究機構（以下「機構」という。）に勤務する研究教育職員の採用、懲戒等に関する事項を定めることを目的とする。

2 この規程に定めのある場合のほか、労働基準法（以下「労基法」という。）及びその他関係法令ならびに就業規則の定めるところによる。

(適用範囲)

第2条 この規程は、研究教育職員に適用する。

2 研究教育職員の種類は、職員任免規程第3条第2項に定める教授、准教授、助教及び助手とする。

第2章 任免

(採用及び昇任の方法)

第3条 研究教育職員の採用及び昇任は、選考による。

2 選考は、機構の大学共同利用機関（以下、「機関」という。）に置かれる運営会議の議を経て機関の長が行う。

(採用及び昇任の基準)

第4条 選考の基準は、研究教育職員の職に応じて定めるものとする。

2 教授となることのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- 一 博士の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有する者
- 二 研究上の業績が前号の者に準ずると認められる者
- 三 大学共同利用機関又は大学において教授の経歴のある者
- 四 大学共同利用機関又は大学において准教授の経歴があり、研究教育上の業績があると認められる者
- 五 研究所等に在職し、特に研究上の業績があると認められる者
- 六 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有し、研究教育上の能力があると認められる者

3 准教授となることのできる者は、次の各号の一に該当するものとする。

- 一 前項に規定する教授となることのできる者

- 二 大学共同利用機関又は大学において准教授又は講師の経歴がある者
 - 三 大学共同利用機関又は大学において助教又はこれに準ずる職員としての経歴があり、研究教育上の能力があると認められる者
 - 四 修士の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有する者で、研究教育上の能力があると認められる者
 - 五 研究所等に在職し、研究上の業績があると認められる者
 - 六 専攻分野について、優れた知識及び経験を有し、研究教育上の能力があると認められる者
- 4 助教となることのできる者は、次の各号の一に該当するものとする。
- 一 第二項各号又は前項各号のいずれかに該当する者
 - 二 修士の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有する者
 - 三 専攻分野について、知識及び経験を有すると認められる者
- 5 助手となることのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。
- 一 学士の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有する者
 - 二 前号の者に準ずる能力があると認められる者

（降任）

- 第5条 研究教育職員は、機関に置かれる運営会議の審査の結果によるのでなければ、その意に反して降任されることはない。
- 2 運営会議は、前項の審査を行うにあたって、次の各号に掲げる手続を経なければならない。
- 一 審査を受ける者に対し、審査の事由を記載した説明書を交付すること。
 - 二 審査を受ける者が前号の説明書を受領した後14日以内に請求した場合、その者に対し、口頭又は書面で陳述する機会を与えること。
 - 三 必要があると認めるときは、参考人の出頭を求め、又はその意見を徴すること。
- 3 前項に規定するもののほか、審査に関し必要な事項は、教育研究評議会が定める。

（解雇）

- 第6条 研究教育職員は、機関に置かれる審査委員会の審査の結果によるのでなければ、その意に反して解雇されない。
- 2 前項の審査の手続き等は、第5条第2項及び第3項の規定による。
- 3 前2項の規定にかかわらず、機構長は、総合地球環境学研究所において機構無期労働契約転換職員の定年等に関する規程（平成25年3月26日規程第131号）第2条第1号に掲げる職員が従事する特定の研究プロジェクト又は特定の事業（以下「特定プロジェクト等」という。）が終了した時点で、当該特定プロジェクト等の継続が見込まれない場合は、当該特定プロジェクト等の終了の日をもって当該職員を解雇することができる。

（休職の期間）

- 第7条 研究教育職員が「職員の休職及び復職に関する規程」第2条第1項第1号により

休職となり、同規程第3条第1項に定める期間を超えてさらに休職とする場合の期間は、機関に置かれる運営会議の議により機関の長が定める。

(懲戒)

第8条 研究教育職員は、機関に置かれる審査委員会の審査の結果によるものでなければ、懲戒処分を受けることはない。

2 前項の審査の手続き等は、第5条第2項及び第3項の規定による。

(研修)

第9条 研究教育職員は、その職責を遂行するために、絶えず研究と修養に努めなければならない。

2 研究教育職員には、研修を受ける機会が与えられなければならない。

3 研究教育職員は、本務に支障のない限り、機構長の承認を受けて、勤務場所を離れて研修を行うことができる。

4 研究教育職員は、機構長の定めるところにより、現職のままで、長期にわたる研修を受けることができる。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は、平成19年4月1日から施行する。

(助教授の在職に関する経過措置)

第2条 この規程の施行前における助教授としての在職は、准教授としての在職とみなす。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。